

水道技術管理者の資格要件と事務

水道法では、水道の管理の適正を期するため、専用水道の設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その資格要件及び事務について規程していますので、資格要件を満たす水道技術管理者を1人設置して法第19条第2項の技術上の業務に従事してください。

また、水道技術管理者を設置したときは、「水道技術管理者設置報告書」、変更したときは、「水道技術管理者変更報告書」により報告をお願いいたします。

1. 水道技術管理者の資格要件

専攻の種別 学校の種別	土木工学（土木科）又はこれに相当する課程		土木工学以外の 工学、理学、農学、 医学、薬学	左記以外の学科
	大学	①衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業	②左記以外の学科目を修めて卒業	4年以上
2年以上		3年以上		
衛生工学・水道工学を専攻し修了		—	—	
①の場合 1年以上				②の場合 2年以上
大学院	研究科において、1年以上衛生工学・水道工学に関する課程を専攻		—	—
	①の場合 1年以上	②の場合 2年以上		
旧制大学	2年以上		4年以上	5年以上
短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上		6年以上	7年以上
高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上		8年以上	9年以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第4条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有するもの ・ 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの ・ 外国の学校は、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いをする ・ 技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（上水道及び工業用水道又は水道環境を選択）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ・ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 			

注1 1日最大給水量が1,000m³以下であるものについては、経験年数はこの表の2分の1とする。

注2 消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる1日最大給水量が1,000m³以下の専用水道については有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありません。

2. 水道技術管理者の事務

- (1) 法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- (2) 給水開始前の水質検査及び施設検査
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- (4) 定期及び臨時の水質検査
- (5) 関係者の健康診断
- (6) 衛生上必要な措置
- (7) 給水の緊急停止
- (8) 給水停止命令による給水停止